尾総第　７０６　号
令和７年８月２５日

尾鷲市特別職報酬等審議会　様

尾鷲市長　加　藤　千　速

特別職の報酬等の額について（諮問）

尾鷲市議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額についてご審議いただきたいので、尾鷲市特別職報酬等審議会条例第２条の規定により諮問します。

諮問事項と意見を求める事項

１　諮問事項

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されません。従いまして、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方自治法第２０４条第３項の規定により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定めて、これを根拠として支給することとしています。

前回、平成２７年度開催の審議会においては、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額は据置として改定を見送るが、教育長の給料は引き下げることが適当との答申をいただきました。

今般、約１０年ぶりに市長等の特別職の職員の給料、報酬等について見直しを行うにあたり、客観的な視点からご審議いただくため、次に掲げる事項について本審議会に諮問するものであります。

（１）市長、副市長及び教育長の給料の額について

ア　市長の給料及び手当等の額は、本市を代表しその事務を管理・執行する職務職責の重要性、他市町の状況等を勘案してご意見をいただくものとします。

イ　副市長の給料及び手当等の額は、市長を補佐する役割としての職責の重要性、他市町の状況等を勘案してご意見をいただくものとします。

ウ　教育長の給料及び手当等の額は、教育委員会の指揮監督のもとにその権限に属するすべてをつかさどる職務職責の重要性、他市町の状況等を勘案してご意見をいただくものとします。

（２）議員報酬等の額について

ア　議長の議員報酬等の額は、本市議会を代表し、その事務を総理する職務職責の重要性、他市町の状況等を勘案してご意見をいただくものとします。

イ　副議長の議員報酬等の額は、議長を補佐する役割としての職務職責の重要性、議長の議員報酬の額との均衡、他市町の状況等を勘案してご意見をいただくものとします。

ウ　議員の議員報酬等の額は、執行機関を住民の立場から評価・監視する職務職責の重要性、議長・副議長の議員報酬の額との均衡、他市町の状況等を勘案してご意見をいただくものとします。

２　実施時期

本審議会の答申を受けた後、関連する条例の改正、予算措置等の手続きが必要な場合には、市民への周知を図ること等を考慮し、当該給料額及び報酬額の改定を実施いたします。